

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和5年6月27日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第5号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第6号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第8号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第4 | 報告第9号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第5 | 議案第7号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第6 | 議案第8号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第9号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第8 | 議案第10号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第11号 | 四万十町農業振興地域整備計画の変更について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 欠席 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 欠席 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 3 廣井 栄治 | 9 山本 道雄 | 22 西井 健夫 | 27 市川 正司 | 28 大西 博之 |
| 38 秋田 公幸 | | | | |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。6月も終わりにになりましたが、田植えの方も終わってほっとする間もなく草刈りに追われる時期になりました。5月30、31日と東京の方に全国農業委員会会長大会がございまして、私と局長で参加して参りました。6月22日に地域計画、目標地図の作成にあたっての座談会が、藤ノ川、八千数、親ヶ内を対象に行われました。四万十町の第1回目でしたので、中四国農政局から次長・課長・担当者、高知県拠点の支局長・担当、県からは池川さん、農業会議からは田中友子チーフなど10人くらい来られておりました。東又地区は、四万十町のモデル地区になっているそうです。今回の特徴は、前回やったことを思い出していただけたら分かりますが、地図におとす作業があります。聞き取りがかなり多めにあります。皆さんの地域にも順番に回って行きます。週1回、木曜日を基本に計画をしています。

それと、先ほど配られておりましたが、7月から8月にかけて、利用状況調査の時期に入りますので皆さんには、また色々地域を回っていただきましてまた、座談会での目標地図のところでも発表していただけるような形で、動いていただきたいと思います。まだまだ暑い時期がこれから続きますが、お体に気をつけて頑張ってくださいと思います。それではただ今より6月総会を開催したいと思いません。よろしく願いいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号2番 掛水誠幸委員にお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

2番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、3番 廣井栄治委員、9番 山本道雄委員、22番 西井健夫委員、27番 市川正司委員、28番 大西博之委員、38番 秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和5年6月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に16番 中原英昭委員と21番 岡村博晶委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第8号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第8号 「農地法第3条の3の規定による届出について」報告します。
議案書は、3ページです。
件数につきましては、窪川地域2件になります。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号1番、2番については相続人が同じになります。
少しまとめて説明します。
番号1番、土地の所在地、影野字白屋敷141番2、地目、畑、面積、244㎡。他4筆あり、合計5筆。面積、5,868㎡です。
番号2番、土地の所在地、影野字ホキ44番、地目、田、面積、1,943㎡。他3筆あり、合計4筆。面積、5,950㎡です。
1番、2番とも届出日 令和5年6月8日、届出事由 相続。
あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第8号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第8号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第9号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第9号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書4ページをご覧ください。

今月は窪川地域1件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。

口神ノ川字畑四郎143番、地目、田、面積、148㎡です。

申請地は20年以上前より居宅を建築し、現在に至っております。

令和5年5月15日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の人工的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、令和5年5月16日非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第9号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第9号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

事務局 議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。

議案書は5ページです。

申請地の位置は添付資料の3ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域1件、西部地域1件の計2件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、奈路字杉ノ岡407番1、地目、田、面積189㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地では野菜を栽培する計画となっております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域です。

番号2について説明します。

土地の所在地、小野字中谷528番1、地目、畑、面積、103㎡です。

権利事由は所有権移転の売買になります。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地では果樹を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。30番 澤田憲男委員。

30 番 番号1番について譲渡人、譲受人に電話で確認して、圃場の方も現地を見まして確認をとっております。また、地目は田んぼということで確認しました。譲渡人は現在、高知市内で生活をしており、今後、土地の維持管理は非常に難しいということもあり、本人希望で譲受人に売買の相談をしたところ、隣接する土地でもあり作業しやすくなるということもあり、分けていただきたいということで、話もスムーズに進み、売買に至ったということです。譲受人は、現在は土佐市在住ですが、十年前に20aほどブルーベリーの苗木を定植し、現在は年間通じて実家の方に来て、栽培管理や収穫作業、販売も行っているとのこと。取得した後は、野菜栽培を行う予定だそうです。

又他に所有する土地を80a強、地区の方をはじめ、法人の方に貸借契約を結び、預けているということです。番号1番の所有権は何ら問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番。13番 武内道則委員。

13 番 25日に現地にて双方の方に来てもらい聞き取りを行いました。現況は畑であり、文旦の木が1本、しきみが2本、榊が1本植わっており、下地は綺麗に草刈しており、周辺に迷惑かけてないことを確認しております。今回の案件は、譲受人の方の目の前の農地に木が4本植わっておりますが、残り半分以上のスペースが空いており、非常にもったいないと思って売っていただければ、私が果樹等を植えて世話をできるのと言う事で売買の相談に行ったそうです。

売買が成立しましたら、栗とかブルーベリーとかを植えて世話をしたいということです。譲受人は認定農業者でも地域の担い手でもありませんが、非常に真面目に農業に取り組まれている方でおりますので、この案件は問題ないと思います。以上です。

議長 議案第7号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第7号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。
議案書につきましては、6ページ。添付資料につきましては、5ページから7ページをご覧ください。今月は、西部地域1件です。
番号1についてご説明します。
申請地は1筆です。
土地の所在地、津賀字向屋敷161番2、地目、畑、面積は792㎡の内27.86㎡です。申請人は記載のとおりです。
転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。
農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種と判断しております。
転用計画につきましては、7ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。
周囲の状況は、山林や自己所有の宅地や雑種地となっております。
土地の造成計画につきましては、整地後、表面はコンクリート舗装し墓地床北面と東面は練り石積みによる山留を施工する計画です。
進入路につきましては、既存の小道より自己所有の畑を通り西側の納骨堂正面より進入をします。
排水計画につきましては、周囲の自己所有地に流出し、自然浸透する計画です。
関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認をしております。
資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第8号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。11番 土居稔委員。

11番 この案件につきましては、2月の下旬に一旦相談がありました。
昨年12月に申請人の父親が他界しておりまして、現在のお墓につきましては、自宅から直線距離で150m程度なんです。山の斜面にありまして、お墓参りに行くにも足が滑ったりして大変な状況にあるということで、お墓を自宅の横のほうに移転したいと言う相談がございました。改めて6月20日に現地を見てきました。
この畑については勾配が非常にきつい斜面の状況でありまして、柚子なんか植えられておりますけれども、中心部分から若干右のところに平らな土地がありまして、この、大きさが5.5mと8.5m四方。測ってみるとそのぐらいの平らな所が唯一あります。そこの一部にお墓を建てたいと言うお話でございました。

面積につきましても、28 m²ということで妥当だと考えますし、周辺農地につきましても、申請人の名義でございますので、問題はないと思っております。以上です。

議長 議案第8号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。
議案書7ページ、今日は窪川地域の1件です。
番号1番について説明します。添付資料は8ページから13ページです。
申請地は、1筆。
金上野字高樋 1573番22、地目、畑、面積473 m²の農地です。
権利事由は、所有権移転の売買です。
譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。
転用目的は、一般住宅の新設です。
転用理由は、現在借家に住んでいますが手狭となった為、新たに自己の専用住宅を新築するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で駐車場として利用されておりました。今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。なお、始末書が提出されましたのは、今回が初めてとなっております。
農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。
転用計画につきましては、10ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、

駐車スペース、物干し場、バーベキュースペース等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側及び南側は宅地、東側は墓地、西側が原野となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特に無く、転圧し、整地します。

進入計画については、申請地西側の町道から直接進入します。進入部分の工事はありません。

排水計画についてですが、汚水は合併処理浄化槽を設置し申請地東側の町河川へ排水し、雨水は自然浸透及び町河川への排水とします。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第9号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。20番 中城康子委員。

20番 6月22日に譲渡人、23日に譲受人と電話で確認しました。現地は整地されて駐車場として使用されておりました。
譲受人は、許可が下り次第着工したいということでした。
周辺に農地も無く特に問題はないと思います。

議長 議案第9号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第10号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第10号 番号8番は議席番号 14番吉良榮委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号1番から番号7番の審議、採決を行い、その後に番号8番の審議、採決を行いますので、それぞれ退席していただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 10 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 10 ページ、添付資料については 14 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 7 月 3 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。

件数につきましては窪川地域の 3 件、西部地域の 5 件、計 8 件となります。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、宮内字小太夫畑 2044 番、地目、田、面積、3,141 m²。
他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 8,758 m²です。

設定は更新になります。

期間は令和 5 年 7 月 3 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間です。

作物は 2044 番では水稻、他ではハウスのニラを栽培する計画です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号 2 番、土地の所在地、仁井田字菊ノ才能 1763 番、地目、田、面積、5,219 m²です。

設定は更新になります。

期間は令和 5 年 7 月 3 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間です。

作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

続いて番号 3 番、土地の所在地、興津字松尾地 3747 番、地目、田、面積、1,790 m²です。

設定は新規になります。

期間は令和 5 年 7 月 3 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間です。

作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

説明は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 4、5 は設定を受ける者が同じになりますので少しまとめて説明させていただきます。

番号 4、土地の所在地、相去字フルトノ 782 番、地目、田、面積、1,462 m²。外 1 筆あり、合計 2 筆、面積、2,514 m²です。

番号 5、土地の所在地、相去字イヅガ谷口 771 番、地目、田、面積、722 m²。外 2 筆あり、合計 3 筆、面積、3,629 m²です。

どちらも、設定は更新の設定になります。

期間は、令和 5 年 7 月 3 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 1 年になります。

作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は貸借権の設定です。

番号 6、土地の所在地、大井川字防泰 384 番、地目、畑、面積、421 m²です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和 5 年 7 月 3 日から令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年になります。

作物はナバナを栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号7については、農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。

番号7、土地の所在地、大井川字松ノハザ2908番、地目、田、面積、1,552㎡です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和5年7月3日から令和10年6月30日までの5年になります。

作物は露地野菜を栽培する計画です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第10号 番号1番から番号7番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。2番 掛水誠幸委員。

2番 6月20日借受人のハウスで作業中朝の6時でしたので、ちょうどハウスニラの植え付け時期ですので、その準備をしてましたので、本人からお話を聞いてきました。

その後で近くに貸出人のお父さんがおられましたので、お父さんの方からも10年間の貸付けであることを確認して参りました。私の田んぼの横ですので、毎日草刈りの確認をしていますが、きれいにされておりますので、更新でもあり特に問題はないものと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号2番。8番 宮崎恵美子委員。

8番 番号2番について説明します。6月24日に借受人に会ってお話を聞いて来ました。借受人は地域の担い手であり、現在、2町6反ほど耕作するベテラン農業者です。内容も集積計画のとおりで再設定でもあり、問題ないと思えます。以上です。

議長 続きまして、番号3番。33番 橋本健太郎委員。

33番 番号3番について26日に借受人に確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。年間150日以上農作業に従事しています。

この土地は以前別の方が借りていたのですが、その方が返却されてからしばらくの間相当荒れていたようで、今回借受人が綺麗にして耕作することとなりました。

また、農地周辺もきれいに整備されているようです。内容は、利用集積計画のとおりで新規の設定でございますが、問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号4番、5番一括でお願いします。16番 中原英昭委員。

16番 4番と5番同じでお願いしたいですけど、現地の確認と聞き取りに行っていました。現地は両方綺麗に管理されて、今は生姜が発芽して30cm程度になっております。

借受人は長年に渡り生姜を栽培されていまして、6年前から株式会社になって活

動している形になっております。条件等の変更も全く無くそのままの更新で問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号6番。34番 平野直人委員。

34番 番号6番につきまして、借受人から確認しました。
年間150日以上 of 農作業に従事していることを確認しております。現地確認をしたところ、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。
借受人は認定農業者ではないですが、認定農業者になるために今書類を作っている最中だと答えてくれました。議案及び利用集積計画の記載のとおりでした。特に問題ないと判断します。
番号7番ですが、6月26日に借受人から電話で確認しました。
借受人は年間150日以上 of 農作業に従事していることを確認しております。周辺農地を現地確認したところ、悪影響を与えないことを確認しております。
認定農業者では無いですが、議案及び利用集積計画の記載の内容の通りでした。
以上です。

議長 議案第10号 番号1番から番号7番について質疑を許します。質疑はありませんか。11番 土居稔委員。

11番 1番については、親子関係で使用貸借になるのは分かりますが、6番について、使用貸借になってるんですけど、特別な関係とかあるんでしょうか。

事務局 補足になりますが先ほどの6番について、設定を受ける者から確認したところ、その方の自宅の目の前ということもあって、面積もそんなに、大きいものではないということで、当人同士の話し合いの結果、賃借料なしということを確認しております。

議長 10番 東出一茂委員。

10番 3番について、補足します。役員会で質問があったそうなので説明します。
興津地区では以前から生姜を作っています。生姜を作る場合は、ハウスから離れた場所で作ってもらっていましたが、ハウスから100mぐらいのところで作付けしたいとなり、その人と話し、病気の問題があるので翌年から違う場所で作ってもらったり、今回の場所も少し離れておるので別に問題ないと思います。

議長 他に質疑ございませんでしょうか。16番 中原英昭委員。

16番 10年前にも質問したかもしれないんですけど、1番ですけど、親子で同じ所に住んで、こういう利用権の設定を出す意味は何ですか。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 親子でありますので、中原委員が推進していただいています、農業者年金をお父さんの方がもらうようになって経営移譲をしています。10 年じゃなくて 20 年とか長期にした方が正解じゃないかなと私は思うんです。やがて、当然相続関係ありますので、お父さんが亡くなった時には、子供さんの方に登記されるものと思っています。

議長 16 番 中原英昭委員。

16 番 使用貸借で息子さんに貸したら経営移譲した形になるっていいのかな。その農業者年金をもらうための経営移譲で。その農地をその息子さんの名義に変えてもらうとか、そういう作業をすることなく貸借関係で農業者年金っていうのはもらえるようになるということで理解したらいいんですか。

事務局 経営移譲年金を受給される為には農地の経営移譲が必要です。移譲方法については、もちろん名義を変える方法もあれば、農地法 3 条や基盤法など貸借して移譲する方法もあります。どちらの方法でも年金の受給は可能です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 10 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 7 番までを原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 10 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 8 番の審議を行いますので、14 番 吉良榮委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号 8、土地の所在地、昭和字船渡ノ上 163 番 1、地目、田、面積、784 m²。外 1 筆あり、合計 2 筆。面積が 2,225 m²です。

設定は新規の設定になります。

期間は、令和5年7月3日から令和10年6月30日までの5年になります。

作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第10号 番号8番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。12番 竹村加壽子委員。

12番 24日に現地に行って現地確認をしました。そこで借受人と話をしましたけれども、畑もきれいに整備されております。年間300日以上農業に従事するというところで、地域の担い手でもあり、これから先、期待できるのではないかと考えております。

貸出人には20日に電話確認しました。高齢者でもあり、誰かに田んぼや畑を作ってもらいたかったところを借受人が借りてくれるという事でとても喜んでおりました。この件については、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第10号 番号8番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第10号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号8番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第10号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号8番は、原案のとおり可決されました。

14番 吉良榮委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 吉良榮委員、番号8番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第11号 「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和5年6月9日付で、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

担当課の説明を求めます。

農林水産課 お世話になっております。農林水産課の岡本です。

それでは、四万十町農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、農振法に基づき、国から県、県から市町村に通知が行われ、おおむね5年ごとに、農林水産省令の定めるとおり、面積・人口・現況及び将来の見通しについて計画を定めるよう規定されています。

1枚目と2枚目になりますが、市町村は案を作成する際に、農業委員会・土地改良区・森林組合・JAに協議をしていただくことになっておりますので、今回の総会に諮らせていただきました。

3枚目に、概要を添付しております。今回の見直しについては、前回の見直しから5年以上経過しており、県の示している指針のとおり、前回の整備計画を基本として案を作成して、それまでの編入や除外等を反映させた内容となっています。

今回の見直しにつきまして、編入についてはなく、冊子最終ページまでつけている、別紙1 当該変更に係る土地一覧表除外案件のとおり、高速道路の延伸・ため池工事等の土地収用による除外が153筆、約5.6haとなっています。

その他、4枚目以降となります計画書では、高速自動車道の延伸整備計画が予定され、今後、農用地が6.7ha減少する予定で、「農用地利用計画」を柱に構成し今後概ね5年を見通した農業の基本的な方向性を示しています。

今回の方針では、農地確保の取り組みをするためにその後の「第2 農業生産基盤の整備開発計画」とも関係しますが、赤字で示しております、松葉川の米奥地区20haと東又の（海岸部）志和地区10haの区画整理が進行中で、仁井田の影野地区で11haの計画、「第3 農用地等の保全計画」では、ため池の改修工事を計画しています。

また、「第5 農業近代化施設の整備計画」について、ドローン防除等スマート農業を推進し普及する旨を追記しました。

その他、「第8 生活環境施設」については、水道施設や町道の改良計画を変更しています。

全体的には、土地の有効利用を図りながら地域住民の安全性、保健性を確保し利便性・快適性・文化性を高めるために生活環境等公共用地の確保に努めるなど総合的かつ計画的な土地利用を推進する計画となっています。

以上が農業振興地域整備計画の変更の説明となります。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありませんか。
16番 中原英昭委員。

16番 13ページに赤字でこのドローン防除等スマート農業の普及と水稲と果樹の方に書いてるけど、ドローンで言うたら、施設野菜とかはあんまり関係ないんだけど、スマート農業の普及というのは、施設農業、施設野菜の方がいいと思うんですよ。ドローンも今は当然イメージ的に水稲と果樹だけども、5年後になったらその

施設野菜とか施設、露地野菜のことも関係してくることも。それもいいんですけど、スマート農業の普及というのは、どの項目にも当てはまると思うのでそこで書いていただけたらと思うんだけど、そういうことができるのか。

農林水産課 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたので、確かにそのとおりでと思いますので、全体的にスマート農業を推進して行くという方に書き変えさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

議長 他に何かありませんか。6番 下元誠一郎委員。

6番 7ページですけどもこれから5年間の整備計画であろうと思いますが、イの松葉川地区の松葉川3・4これが市生原、一斗俵、北ノ川がそれに入るとは思いますが、その中で、一斗俵地区でどうしても基盤整備をやりたいと自分は思っておりますが、合意形成がなかなか難しく、今だになってないと言う状況ですが、この計画の流れで区画整備を進めると言うような文言を入れてもらって、どんどん町職員が現地に来てもらって、そういう雰囲気を作ってもらえることはできるんでしょうか。

それと、去年の8月、令和4年8月に回覧文書で耕作条件なんとか事業ということで担い手が80%以上の農地集積を行う場合は、分担金の100%を軽減するということで実質、これはゼロということになると思います。今までの中間管理機構のはハードルが高かったので、なかなか取り組むこともなかなか難しかったんですが、担い手が何を作るとか高収益作物を作るとか、こういう耕作条件改善事業のPRを今後、やってもらえたらと思います。

色々な地区でただ完了しました、完了しましたじゃなくて、残っている未整備地区を整備しますと言うような書き込みを入れてもらうことはできるんでしょうか。

農林水産課 先程の質問に対してなんですけれども、やはり未整備地区ということで、一斗俵なんかも前から要望があることをお聞きしております。で、今回この中に追記してと言うことなんですけれども、要望されるところについては追記したいと思います。

あとその農地耕作条件改善事業とか、基盤整備の事業なんかも区長回覧でお知らせしてますけれども、今回、また地域計画で、集落座談会に入って行きますので、その時にまた細かい要望なんかもお聞きしながら、担当の建設課とも一緒になって、希望があれば細かい説明会なんかも実施をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 その他質問等はありませんか。11番 土居稔委員。

11番 質問ではないのですが17ページで生活環境施設の整備計画のどこなんですけど、下から4行目、町道里川屋敷線改良事業、位置が津賀になっているのに利用対象者が窪川地域これ本当なんかなって言う疑問です。その下も町道轟川線改良事業、見付、大正地域、ちょっと疑問なので、点検をお願いできたらと思います。

それと、黒字の部分は上に4つあるんですけど、これは、昔から変更なしで多分

黒字なんだろうと思います。これを見ると昭和地域、十川地域、森が内地域、窪川地域になっているが、下のは地区になっている、これは昔からあったから整合性は取らないという判断なのかどうかとも気になるところです。以上です。

農林水産課 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり統一性もないし、下の方は間違いでございます。こちら辺はしっかり確認をして訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 11 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」先ほど指摘された部分の訂正を含めた承認ということで異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、先ほど指摘された部分の訂正を含めた承認ということで異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。

議長 その他の件について、私が東京の方に行きました報告を致します。令和 5 年 5 月 30 日 31 日にかけて、東京に全国農業委員会会長大会に出席をいたしました。高知県からは 8 市町村、会長、事務局と農業会議の 15 名で参加をいたしました。会長大会の後、毎年恒例になっておりました、行政活動を行ってまいりました。今までだと要請だけで終わってしまう感じでしたが、今回、私が提案させていただいた県知事との話し合いをすることになりましたので、結構前進するような思いがしました。

翌日 31 日は全国農業会議所研修会がありました。研修内容につきましては、農林水産省経営局経営政策課より地域計画の概要や目標地図作成の考え方の説明があり

ました。以上で報告は終わります。

事務局

その他 農地利用状況調査等について説明します。

農業委員会では、毎年7月から8月にかけて、農地法第30条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査（農地パトロール）」を行うこととされています。

遊休農地の発生防止・解消は最適化活動としても重要とされていますので、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

それでは調査方法についてご説明します。

お配りしました、「令和5年度農地利用状況調査等に当たって」をご覧ください。

まず、調査期間は毎年同じ期間ですが7月から8月末の間に実施していただきますようお願いいたします

次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域、全ての農地について調査をお願いします。

全ての農地が対象になるんですが調査のポイントとして3点あります。

1点目、「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査表」に記入してください。

もう一枚、記載例の方を見ていただきまして、農地情報についてはわかる範囲での記入で構いません。地番等を調べていただき、荒廃等の状況、遊休農地の位置づけの欄を、記載例のようにご記入をお願いします。

遊休農地の位置づけですが、遊休農地は、1号遊休農地（いわゆるA分類）と非農地判断の農地（いわゆるB分類）に分けられています。

1号遊休農地について、実際は緑区分と黄色区分に分けられるんですが、黄色区分については基盤整備事業などの整備が必要なものとしますので四万十町としては一括して緑区分として処理します。状態としては「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準としては「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、今後も農地の維持管理（草刈等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地。」となります。

年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いします。

次に非農地判断（いわゆるB分類）の農地とは、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地。」となります。こう書いていますが、そのさび分けがわからない方もいらっしゃると思いますので、例ですが、写真を付けさせてもらっています。この写真だけでは判断が難しいと思いますが、これを参考にしてもらって、調査表に記入して提出してください。

配布資料の中に担当地区のB分類一覧表をお配りしています。その一覧表を見ていただいてその中に入っていない農地を調査表に記入するようお願いいたします。

今回、去年まで記入していませんでしたが、所有者について記入させてもらっていますので少しは分かりやすくなったかなと思います。

また、これまでの調査でA分類となっている農地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。該当のある委員さんには、別途調査表をお渡ししていますのでよろしくお願いします。

それから2点目のポイントは農地法3条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況の確認。

3点目のポイントは、違反転用の確認については、確認できる範囲でお願いします。

調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、去年と変更ないという場合は、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会事務局までその旨をお伝えください。その他、地番がわからないとかでなにかありましたら事務局の方にお問い合わせください。

それから赤字でも書いておりますが、調査表とは別に活動記録簿への記入もお願いします。活動記録簿へは遊休農地の発見・未発見に関わらず、調査した場合、記入をお願いしたいと思います。

調査表へは遊休農地を発見した場合のみ記入してください。

お手数かけますがよろしくお願いします。

次の利用意向調査についてですが、今回調査の結果、1号遊休農地(A分類)となった農地について、今後の活用意向を所有者の方に確認する取り組みとなります。意向調査の方法等については、該当農地だけとなりますので、該当する委員さんに別途ご説明させていただきます。

委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願いします。

以上簡単ではありますが説明を終わります。

議長 何かご質問等はありませんか。委員の皆さんから何かありませんか。
6番 下元誠一郎委員。

6番 地域計画の座談会は決まっていますか。

事務局 決まっています。

その地区になる2週間ぐらい前に農林水産課の方から文書が行きますが、先に1年間、一応予定なんですけどお配りすることはできます。次の総会の時に配ってもいいですが、今決まっているのは窪川地域だけです。

事務局 窪川、大正、十和と別で地域計画の座談会のスケジュールが動いてまして、窪川は一定1年間のスケジュールが決まっているようですが、大正は8月頃には最初の座談会を予定したいと思っておりますが、どこの集落からというのは検討中で申し訳ないですが、また決まりましたらお示ししますのでよろしくお願いいたします。

議長 他に何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会6月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 16 番

署名委員 21 番
